



宮労発基 0731 第 1 号
令和 7 年 7 月 31 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 25 日付けをもって、申出代表者基幹労連宮城県本部委員長青田浩一から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 4 号）の改正に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



宮労発基 0731 第 2 号
令和 7 年 7 月 31 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 25 日付けをもって、申出代表者電機連合宮城地方協議会議長佐藤
齊、JAM南東北宮城県連絡会会長佐藤俊晴から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137
号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県電子部品・デバイ
ス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮城
労働局最低賃金公示第 2 号）の改正に関する申出があったので、同法第 21 条の規
定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



宮労発基 0731 第 3 号
令和 7 年 7 月 31 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 25 日付けをもって、申出代表者自動車総連宮城地方協議会議長杉山剛から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県自動車小売業最低賃金（平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 3 号）の改正に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。